

第92回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月26日（金曜日）
午後2時（受付開始：午後1時）

場所

宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番1号
ホテルメトロポリタン仙台
4階「千代」

決議
事項

議案 取締役7名選任の件

株主の皆様へ

平素より当社の事業運営に格別のご支援・ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社第92回定時株主総会招集通知をお届けするにあたり、ご挨拶を申し上げます。

2025年度の業績につきましては米国の関税政策をはじめ、原燃料価格の高騰や資材価格高騰による修繕費の大幅な増加、物流費や人的資本経営推進に伴う人件費などのコスト上昇により、主力のガス関連事業や器具器材関連事業などを中心に厳しい事業環境下での運営を強いられています。

このような状況下で当社グループは現在、既存事業の強化と成長事業の拡大を推進し厳しい事業環境に柔軟に対応しながら、持続的な企業価値の向上に努めております。

新中期経営計画の初年度となる2026年度も、先行きが不透明な状況が続きますが、事業ポートフォリオの変革をグループ一丸となって取組み、社会から必要とされる「東北発のきらりと光る企業」を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2026年6月

代表取締役社長 **堀内 秀敏**



(証券コード 4093) 2026年6月4日
(電子提供措置の開始日2026年6月2日)

株 主 各 位

宮城県多賀城市栄二丁目3番32号
東邦アセチレン株式会社
代表取締役社長 堀 内 秀 敏

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第92回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.toho-ace.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力検索し、「基本情報」 「縦覧書類/P R 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより、議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2026年6月25日（木曜日）午後4時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日） 午後2時（受付開始 午後1時）

2. 場 所 宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番1号
ホテルメトロポリタン仙台 4階 千代

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第92期 （自 2025年4月1日） 事業報告の内容、連結計算書類の内容
（至 2026年3月31日） 並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第92期 （自 2025年4月1日） 計算書類の内容報告の件
（至 2026年3月31日）

決議事項

議案 取締役7名選任の件

以上

- ◎当日の会場へのご来場は、ご自身の体調を踏まえご判断ください。なお、発熱がある場合など体調がすぐれない場合は、無理に株主総会へ出席されませんよう、お願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

[お知らせ]

書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部となっております。

- ・連結計算書類の連結注記表
- ・計算書類の個別注記表

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会参考書類をご検討の上、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会への出席による 議決権行使

株主総会開催日時

2026年6月26日（金曜日）
午後2時



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第92回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

書面による議決権行使

議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後4時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようにご返信ください。

インターネットによる 議決権行使

議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後4時受付分まで



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から**議決権行使ウェブサイト**にアクセスし賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 代理人により議決権を行使される場合は、①委任した株主様の署名又は記名捺印のある委任状及び ②委任した株主様の議決権行使書用紙又はその他の株主様本人を確認できる資料のご提出が必要となります。
なお、代理人は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する株主様1名とさせていただきます。
- 書面による議決権の行使において、各議案に対して賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 議決権行使書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

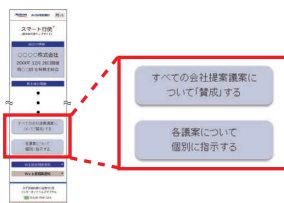


QRコードを読み取る方法「スマート行使」

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

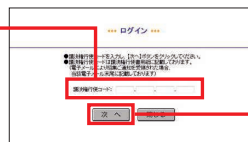
1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック



2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力



「次へ」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力



「登録」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

お問い合わせ先について

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(年末年始を除く 午前9時～午後9時)

上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

0120-288-324

(平日 午前9時～午後5時)

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使として取り扱いたします。
- インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。
- 機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	取締役会出席回数	候補者属性
1	ほりうち ひでとし 堀内 秀敏	代表取締役社長 社長執行役員	14/14回	再任
2	おおうえ じょうじ 大上 譲二	代表取締役 常務執行役員 営業本部長	14/14回	再任
3	さこ けいじ 佐古 慶治	取締役 常務執行役員 管理本部長	14/14回	再任
4	やました ゆたか 山下 豊	社外取締役	14/14回	再任 社外 独立
5	まさい けんたろう 正井 健太郎	社外取締役	14/14回	再任 社外 独立
6	こうの まりこ 河野 真理子	社外取締役	9/10回	再任 社外 独立
7	いわさき まさき 岩崎 雅樹		一回	新任 社外

新任 新任取締役 **再任** 再任候補者 **社外** 社外役員 **独立** 独立役員

1



ほりうち ひでとし
堀内 秀敏

1963年1月9日生

再任

■ 取締役会出席状況

14回 / 14回 (100%)

■ 所有する当社株式の数

20,028 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 東洋曹達工業株式会社入社 (現 東ソー株式会社)
2010年6月 同社法務・特許部法務室長
2019年6月 同社執行役員オレフィン事業部長
2020年6月 同社執行役員オレフィン事業部長兼営業部長
2020年10月 同社執行役員オレフィン事業部長
2023年6月 同社上席執行役員石油化学セクター長兼オレフィン事業部長
2024年6月 当社代表取締役社長社長執行役員 (現)
現在に至る

取締役候補者とした理由

社外において、長年にわたり経営に携わり、企業経営及び業務全般に対し、高い知見を有しており、その豊富な経験を当社及び当社グループの経営に活かしていただいております。今後も更なる当社の発展に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。

2



おお うえ じょう じ
大上 譲二

1961年6月6日生

再任

■ 取締役会出席状況

14回 / 14回 (100%)

■ 所有する当社株式の数

21,244 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
2005年6月 当社札幌事業所釧路営業所長
2006年6月 当社メディカル営業部
2009年4月 当社仙台事業所ガス営業課長
2012年4月 当社仙台事業所エネルギー課長
2014年6月 当社朝日産業株式会社出向 常務取締役
2016年6月 当社朝日産業株式会社出向 代表取締役社長
2019年6月 当社東邦岩手株式会社出向 代表取締役社長
2020年6月 当社執行役員東邦岩手株式会社出向 代表取締役社長
2021年6月 東邦岩手株式会社 代表取締役社長
2022年6月 東邦アセチレン株式会社上席執行役員営業本部長
2023年6月 当社取締役上席執行役員営業本部長
2024年6月 当社代表取締役常務執行役員営業本部長
2025年6月 当社代表取締役常務執行役員営業本部長兼東京支社長兼大阪支社長 (現)
現在に至る

取締役候補者とした理由

当社における豊富な営業経験により培われた高い知見と豊富な企業経営の経験から、現在営業本部長として手腕を発揮しております。今後も更なる当社の発展に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。

3



さ こ けい じ
佐古 慶治

1965年2月6日生

再任

■ 取締役会出席状況

14回 / 14回 (100%)

■ 所有する当社株式の数

7,724 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年 4月 東洋曹達工業株式会社入社（現 東ソー株式会社）
- 2016年 6月 同社オレフィン事業部営業部長
- 2017年 6月 同社東曹（上海）貿易有限公司出向
- 2018年 7月 同社東曹（上海）貿易有限公司出向兼東曹（中国）投資有限公司出向
- 2022年 8月 同社ポリマー事業部ポリエチレン部長兼エースパック株式会社出向
- 2024年 5月 同社執行役員ポリマー事業部ポリエチレン部長
- 2024年 6月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼 | T戦略・内部統制部長兼内部統制委員長兼東京支社長
- 2025年 6月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼内部統制委員長
- 2026年 4月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼 | T戦略・内部統制部長兼内部統制委員長（現）
現在に至る

取締役候補者とした理由

他社において、豊富な業務経験のほか企業経営にも携わり、高い知見を有しております。またグローバル経験も豊富であり、管理本部長として手腕を発揮しております。今後も当社の発展に大きく貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。

4



やま した ゆたか
山下 豊

1954年9月29日生

再任 社外 独立

■ 取締役会出席状況

14回 / 14回 (100%)

■ 所有する当社株式の数

1,000 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1977年 4月 小野田セメント株式会社入社（現 太平洋セメント株式会社）
- 2006年 4月 同社経理部長
- 2009年 5月 同社関西支店長
- 2011年 4月 同社執行役員東京支店長
- 2013年 3月 同社執行役員双龍洋灰工業株式会社会長
- 2016年 9月 ティーシートレーディング株式会社取締役副社長
- 2017年 6月 同社代表取締役社長
- 2020年 6月 同社会長
- 2021年 6月 同社相談役
当社取締役（現）
- 2025年 6月 ティーシートレーディング株式会社顧問（現）
現在に至る

社外取締役候補者とした理由

他社において、専門商社の経営者として企業経営全般に携わることで豊富な経験と幅広い知見を有しており、実践的・多角的な視点で経営に対する助言や業務執行に対する適切な監督を行えるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

5



まさ い けんたろう
正井 健太郎

1959年5月22日生

再任 **社外** **独立**

取締役会出席状況

14回 / 14回 (100%)

所有する当社株式の数

一 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1982年 4月 株式会社日立製作所入社
- 2001年 8月 同社電力・電機グループ交通システム事業部笠戸交通システム本部車両システム設計部長
- 2005年 4月 同社電機グループ交通システム事業部笠戸交通システム本部担当本部長 (class395プロジェクトマネージャー)
- 2005年 10月 同社電機グループ交通システム事業部車両システム本部担当本部長
- 2008年 4月 同社電機グループ交通システム事業部笠戸交通システム本部長
- 2009年 10月 同社社会・産業インフラシステム社IEP推進本部副本部長
- 2009年 11月 同社社会・産業インフラシステム社IEP推進本部副本部長 (Hitachi Rail Europe Ltd. 出向)
- 2011年 4月 同社交通システム社笠戸事業所長
- 2013年 4月 同社理事交通システム社笠戸事業所長
- 2014年 4月 同社理事交通システム社社長
- 2016年 4月 同社執行役常務鉄道ビジネスユニットCOO
- 2018年 4月 同社執行役常務モノづくり・品質保証担当
- 2020年 4月 同社執行役常務モノづくり・品質保証責任者
兼安全マネジメント推進本部副本部長
- 2021年 4月 同社執行役常務モノづくり・品質保証責任者
兼安全衛生マネジメント推進本部副本部長
- 2022年 4月 同社執行役常務モノづくり・品質保証責任者
兼グローバル環境統括本部環境インターナショナルイニシアティブ本部長
- 2023年 4月 同社モノづくり・品質保証・環境インターナル・鉄道
エグゼクティブ アドバイザー
- 2023年 6月 当社取締役 (現)
- 2024年 6月 Hitachi Rail Ltd. Director (現)
- 2025年 6月 ものづくり大学会長 (現)
- 2026年 4月 株式会社日立製作所囑託 (現)
現在に至る

社外取締役候補者とした理由

他社において、豊富な技術経験により培われた高い知見と企業経営の経験から、客観的・専門的な視点で、当社の経営に対する助言や業務執行に対する適切な監督を行えるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。

6



この まりこ
河野 真理子

1958年9月28日生

再任 **社外** **独立**

■ 取締役会出席状況

9回 / 10回 (90%)

■ 所有する当社株式の数

— 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 株式会社パイオニア・インターナショナル入社
 1987年4月 同社人材開発室室長
 1989年1月 パイオニア株式会社人事部
 1989年2月 同社株式会社キャリアネットワーク出向 常務取締役
 2000年6月 同社株式会社キャリアネットワーク出向 代表取締役社長
 2001年2月 内閣府男女共同参画会議専門委員
 2002年12月 株式会社キャリアネットワーク代表取締役会長
 2004年3月 独立行政法人労働政策研究・研修機構総合評価諮問会議委員（現）
 2004年4月 文部科学省中央教育審議会専門委員
 2012年10月 神奈川県教育委員会委員
 2013年4月 株式会社キャリア代表取締役（現）
 2015年6月 公益財団法人日本生産性本部評議員（現）
 2025年1月 横浜市人事委員会委員（現）
 2025年6月 当社取締役（現）
 現在に至る

社外取締役候補者とした理由

他社において、人事・人材育成のスペシャリストとして培われた高い知見と企業経営の経験から、客観的・多角的な視点で、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行えるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

7



いわ さき まさ き
岩崎 雅樹

1973年9月6日生

新任 **社外**

■ 取締役会出席状況

一回 / 一回 (100%)

■ 所有する当社株式の数

— 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年4月 東ソー株式会社入社
 1996年7月 同社ファインケミカル事業部ゼオライト部
 2000年6月 同社機能材料事業部ゼオライト部
 2005年6月 同社機能材料事業部機能性無機材料部
 2006年3月 同社機能材料事業部電池材料部
 2010年6月 同社高機能材料事業部電池材料部
 2013年4月 同社 Tosoh Europe B.V. 出向
 2017年6月 同社化学品事業部企画管理室
 2023年6月 同社経営企画・連結経営部（現）
 現在に至る

社外取締役候補者とした理由

他社において、経営に関する企画管理やグローバルな経験により、幅広い知見を有しており、実践的・多角的な視点で経営に対する助言や業務執行に対する適切な監督を行えるものと判断し、新たに社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山下豊、正井健太郎、河野真理子、岩崎雅樹の4氏は、社外取締役候補者であります。
3. 山下豊、正井健太郎、河野真理子、岩崎雅樹の4氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、上述の業務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
4. 取締役候補者のうち、山下豊、正井健太郎、河野真理子の3氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、3氏が再任された場合、引き続き独立役員になる予定です。
5. 山下豊氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
正井健太郎氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
河野真理子氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
6. 取締役候補者岩崎雅樹氏は、東ソー株式会社の経営企画・連結経営部を兼務しており、同社は当社の大株主であるとともに、当社との間で経常的な営業取引関係があります。
7. 取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との責任限定契約について
当社は現在、山下豊、正井健太郎、河野真理子の3氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。3氏が再任された場合、当社は3氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また岩崎雅樹氏の選任が承認された場合、当社は岩崎氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 役員等賠償責任保険契約の概要
当社は、取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員が業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補償することとしております。但し、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償の対象外とするなどの免責事由があります。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定です。

ご参考＜議案が承認されたのちの経営体制（予定）＞

当社では、取締役会での有効な討議ができる適切な員数の維持、取締役会としての機能発揮、多様性の確保及び経験の透明性・健全性の観点から、取締役会メンバーを構成しています。取締役会メンバーは多様な価値観のもと、各々の知識、経験、能力を活かし補完し合うことが重要であり、当社の中長期戦略を推進するために必要なスキルと各メンバーの専門性・経験との対応関係を以下に示しています。

氏名	独立性 (社外のみ)	企業経営	財務・ ファイナンス	営業・ マーケティング	グローバル 経験	製造・技術・ 研究開発	IT・ シ ス テ ム	ESG・ サステナビリティ	人事・労務・ 人材開発
堀内 秀敏		○		○	○			○	○
大上 譲二		○		○				○	○
佐古 慶治		○	○	○	○		○		○
取 締 役 山下 豊	社外	○	○	○	○			○	○
正井健太郎	社外	○			○	○		○	
河野真理子	社外	○			○			○	○
岩崎 雅樹	社外			○	○				
監 査 役 山本 賢一	社外	○		○	○			○	○
三井 誠司	社外	○	○	○				○	○
此村 敦	社外	○		○	○		○	○	
川崎 俊之	社外	○	○	○	○			○	

以 上

事業報告〔自 2025年4月1日 至 2026年3月31日〕

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

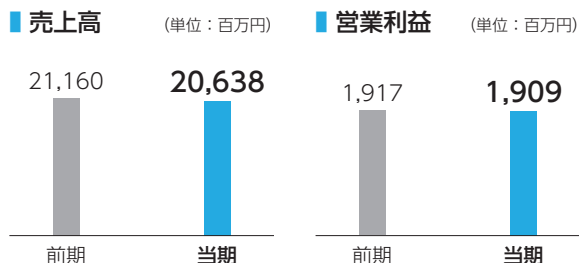
当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用環境や所得水準が改善する中で、経済活動は緩やかな回復基調となりました。一方で、中東をはじめとした地政学リスクの高まりに加え、恒常的な物価上昇等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社グループの連結業績の売上高は345億76百万円と前連結会計年度に比べ2億27百万円(0.7%)の減少となり、営業利益は19億円と前連結会計年度に比べ14百万円(0.8%)の減少、経常利益は21億9百万円と前連結会計年度に比べ61百万円(2.8%)の減少、親会社株主に帰属する当期純利益は12億86百万円と前連結会計年度並みとなりました。

セグメント別業績の概要は次のとおりであります。

区 分	第91期 (2025年3月期)		第92期 (2026年3月期)		前連結会計年度比
	金額	構成比	金額	構成比	金額
ガ ス 関 連 事 業	百万円 21,160	% 60.8	百万円 20,638	% 59.7	百万円 △522
エスプーマ関連事業	1,760	5.1	1,786	5.2	26
器具器材関連事業	9,513	27.3	9,227	26.7	△286
自動車機器関連事業	997	2.9	953	2.7	△44
製 氷 機 関 連 事 業	1,102	3.1	1,706	4.9	603
そ の 他	269	0.8	265	0.8	△4
合 計	34,804	100.0	34,576	100.0	△227

ガス関連事業

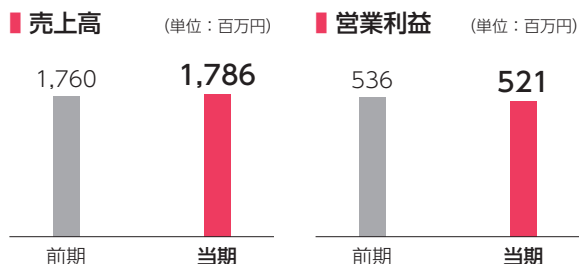


ガス関連事業の売上高は、206億38百万円と前連結会計年度に比べ5億22百万円（2.5%）減少、営業利益は19億9百万円と前連結会計年度に比べ8百万円（0.4%）減少しました。

ガス関連事業の状況といたしましては、石油類は工業用向け、炭酸は自動車関連向け、水素は石英加工向けに需要が増加しました。一方で、酸素及び窒素は前年のスポット需要がなくなり減少、液化石油ガスは出荷数量が増加しましたが輸入価格の変動に伴い販売価格が下落したことから、売上高は減少しました。

利益面におきましては、前年に実施した多賀城工場の大規模定期修理がなかったことで売上原価が減少し売上総利益は増加しましたが、人件費の増加、運搬費の上昇に伴い販売費及び一般管理費が増加したことにより営業利益が減少しました。

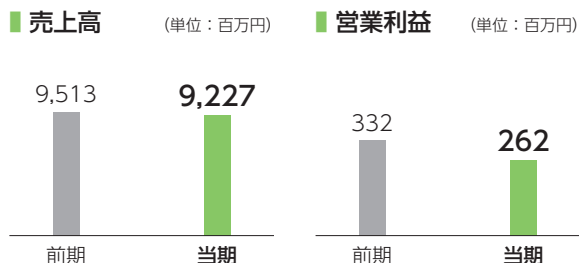
エスプーマ関連事業



エスプーマ関連事業の売上高は、17億86百万円と前連結会計年度に比べ26百万円（1.5%）増加しましたが、営業利益は5億21百万円と前連結会計年度に比べ14百万円（2.7%）減少しました。

エスプーマ関連事業の状況といたしましては、売上高は、前連結会計年度並みに推移しましたが、営業利益は、運搬費の上昇、食品用ガス容器購入等に伴い販売費及び一般管理費が増加したことにより減少しました。

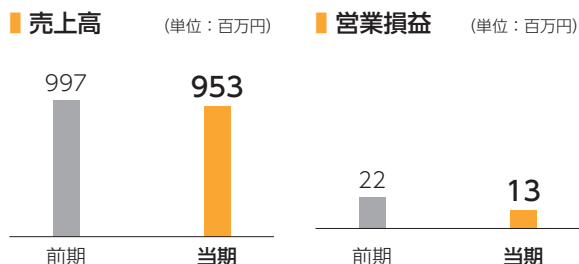
器具器材関連事業



器具器材関連事業の売上高は、92億27百万円と前連結会計年度に比べ2億86百万円（3.0%）減少、営業利益は2億62百万円と前連結会計年度に比べ69百万円（21.1%）減少しました。

器具器材関連事業の状況といたしましては、溶接材料は建設業向けに需要が減少、溶接切断器具は大型機械の受注が減少したことにより売上高及び営業利益が減少しました。

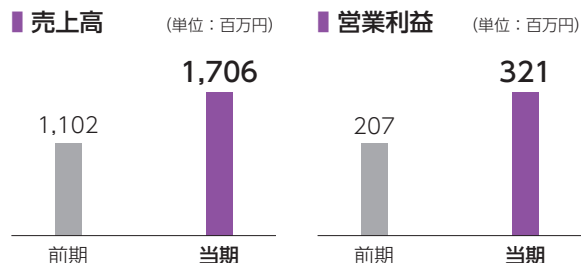
自動車機器関連事業



自動車機器関連事業の売上高は、9億53百万円と前連結会計年度に比べ44百万円（4.4%）減少、営業利益は13百万円と前連結会計年度に比べ9百万円（41.5%）減少しました。

自動車機器関連事業の状況といたしましては、自動車部品メーカーの国内外の設備投資需要が減少したことにより売上高及び営業利益が減少しました。

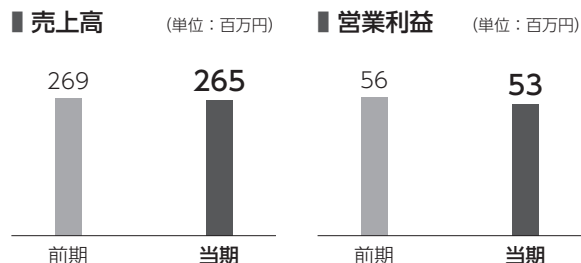
製氷機関連事業



製氷機関連事業の売上高は、17億6百万円と前連結会計年度に比べ6億3百万円（54.7%）増加、営業利益は3億21百万円と前連結会計年度に比べ1億13百万円（54.7%）増加しました。

製氷機関連事業の状況といたしましては、製氷・冷凍機械の大型物件が増加したことにより売上高及び営業利益が増加しました。

その他



その他の売上高は、2億65百万円と前連結会計年度に比べ4百万円（1.7%）減少、営業利益は53百万円と前連結会計年度に比べ2百万円（5.2%）減少しました。

その他の状況といたしましては、医療用ガス配管工事が減少したことにより売上高及び営業利益が減少しました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資の総額は16億26百万円であります。その主なものは、ガス供給関連設備で15億27百万円であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達について、特記すべき事項はありません。なお、当連結会計年度末現在の借入金総額は32億56百万円で前連結会計年度末と比べ91百万円減少しております。

4. 対処すべき課題

当社は、経営方針である「産業ガス及び関連する技術・機器等を通じ、経済的価値を創造するとともに、社会に貢献する」に基づき、既存事業の強化と成長事業の拡大に取り組んでおります。

成長事業に関しましては、水素製造工場の新設や食品添加用ガスの能力増強投資、新商材への取組み等を決定してまいりました。このうち、水素製造設備は2025年度から稼働を開始しており、適切な価格での需要開拓が引き続き課題となっております。食品添加用ガスについては2027年初頭の完成を目指して工事を進めております。この投資によりエスプーマ事業は飛躍的に強化される見込みですが、用途の一層の拡充が課題となっております。また、同事業のもう一つの柱である食材分野の拡充も課題と認識しております。

主力の産業ガスに関しましては、今後もコスト上昇に見合った柔軟な製品価格改定を継続していくことが課題となっております。

また、拡大施策として業務提携やM&Aをエネルギー事業中心に適宜実施しております。しかしながら、これまでに実施・検討した案件は比較的規模の小さなものであり、大型案件に関しましては合意に至ったものがございません。引き続きM&Aが拡大施策として有効な手段であると認識し、企業価値向上に資する案件を見極めてまいります。

原材料・エネルギー価格の高止まり、物流費上昇や労働力不足による物価上昇に加え、米国の関税引き上げによる市場への影響、ロシア・ウクライナ問題の長期化、中東情勢の不安定化など、事業環境は不確実性の一層の高まりを見せております。このような状況のもとではございますが、当社は本年6月に新中期経営計画を公表すべく作業を進めております。本計画に基づき、基盤事業の生産性向上・機能強化、成長事業の展開加速を進めることによる収益性の向上と、人的資本経営やサステナビリティ経営の実践を推進し経営基盤の強化に取り組むことにより企業価値向上に努めていく所存です。今後も持続的に成長を続け、社会から必要とされる「東北発のきらりと光る企業」を目指してまいります。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第89期 (2023年3月期)	第90期 (2024年3月期)	第91期 (2025年3月期)	第92期 (2026年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	34,087	35,423	34,804	34,576
経常利益 (百万円)	1,684	2,441	2,170	2,109
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	988	1,415	1,287	1,286
1株当たり当期純利益 (円)	28.48	40.74	37.03	36.99
総資産 (百万円)	31,364	33,660	33,642	33,962
純資産 (百万円)	18,329	19,478	20,392	21,318

(注) 当社は、2024年1月1日付けで普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益は、第89期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

6. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
東邦福島株式会社	84,000	100.00	各種高圧ガス、器具器材の販売
東邦岩手株式会社	80,000	100.00	各種高圧ガス、器具器材の販売
東邦新潟株式会社	55,000	100.00	各種高圧ガス、器具器材の販売
東邦北海道株式会社	40,000	100.00	各種高圧ガス、器具器材の販売
株式会社タガワ	35,000	100.00	製氷・冷凍機器の製造、販売
荘内ガス株式会社	84,000	93.88	各種高圧ガス、器具器材の販売
太平熔材株式会社	45,000	88.56	各種高圧ガス、器具器材の販売
東ホ一株式会社	88,750	78.49	各種高圧ガス、器具器材の販売 自動車機器の仕入販売
株式会社東酸	75,000	57.61	各種高圧ガス、器具器材の販売

(注) 荘内ガス株式会社、太平熔材株式会社、株式会社東酸における当社の議決権比率には、間接所有の議決権を含んでおります。

7. 主要な事業内容

当社グループは、各種高圧ガスの製造・販売、高圧ガス用器具器材及び自動車機器の仕入販売等を主要な事業としております。

8. 主要拠点等

(1) 当社の主要拠点

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	宮城県多賀城市	秋 田 ・ 酒 田 営 業 所	
東 京 支 社	東京都港区	秋 田 事 務 所	秋田県秋田市
大 阪 支 社	大阪府大阪市	酒 田 事 務 所	山形県酒田市
八 戸 支 店	青森県八戸市	郡 山 営 業 所	福島県郡山市
仙 台 支 店	宮城県多賀城市	関 東 営 業 所	千葉県白井市
札 幌 営 業 所	北海道札幌市	新 潟 営 業 所	新潟県新潟市

(2) 主な子会社の主要拠点

名 称	所 在 地
東 邦 福 島 株 式 会 社	福島県郡山市
東 邦 岩 手 株 式 会 社	岩手県紫波郡矢巾町
東 邦 新 潟 株 式 会 社	新潟県新潟市
東 邦 北 海 道 株 式 会 社	北海道札幌市
株 式 会 社 タ ガ ワ	千葉県香取市
荘 内 ガ ス 株 式 会 社	山形県酒田市
太 平 熔 材 株 式 会 社	秋田県秋田市
東 ホ ー 株 式 会 社	神奈川県大和市
株 式 会 社 東 酸	青森県青森市



9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
ガス関連事業	505名	1名減
エスプーマ関連事業	15名	1名増
器具器材関連事業	130名	2名減
自動車機器関連事業	11名	1名増
製氷機関連事業	27名	1名減
その他の事業	8名	1名減
管理部	67名	5名増
合計	763名	2名増

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
128名	9名増	40.4歳	16.1年

(注) 上記の従業員の中には、出向社員（13名）、臨時雇員（2名）及び嘱託（17名）は含まれておりません。

10. 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	850
農林中央金庫	625
三井住友信託銀行株式会社	525
株式会社商工組合中央金庫	475

百万円

II 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 80,000,000株
2. 発行済株式の総数 34,840,650株
(自己株式179,350株を除く)
3. 当事業年度末の株主数 14,625名
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
東ソー株式会社	8,568,000 株	24.59%
日本酸素ホールディングス株式会社	3,450,000	9.90
UHPartners 2 投資事業有限責任組合	2,612,300	7.49
光通信KK投資事業有限責任組合	2,251,800	6.46
丸紅株式会社	2,200,000	6.31
株式会社UH Partners 3	1,765,100	5.06
光通信株式会社	350,200	1.00
神鋼商事株式会社	275,000	0.78
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140040	260,400	0.74
シナネンホールディングス株式会社	238,100	0.68

(注) 1. 当社は、自己株式179,350株を保有しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	普通株式 14,600株	3名
上席執行役員	普通株式 4,400株	2名

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
堀内 秀敏	代表取締役社長 (社長執行役員)	
大上 讓二	代表取締役 (常務執行役員) (営業本部長) (東京支社長) (大阪支社長)	
佐古 慶治	取締役 (常務執行役員) (管理本部長) (内部統制委員長)	
山下 豊	取締役	ティーシートレーディング株式会社顧問
正井 健太郎	取締役	Hitachi Rail Ltd. Director ものづくり大学会長
堀谷 宏志	取締役	東ソー株式会社執行役員経営企画・連結経営部長
河野 真理子※	取締役	株式会社キャリアン代表取締役 公益財団法人日本生産性本部評議員 横浜市人事委員会委員
山本 賢一	常勤監査役	
三井 誠司	常勤監査役	
此村 敦	監査役	セイコーソリューションズ株式会社監査役 (非常勤)
川崎 俊之	監査役	

(注) 1. ※は2025年6月26日に新たに就任した取締役を示します。

2. 取締役菅谷とも子氏は、2025年6月26日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任いたしました。

3. 取締役山下豊、正井健太郎、堀谷宏志、河野真理子の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

4. 監査役山本賢一、三井誠司、此村敦、川崎俊之の4氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5. 取締役山下豊、正井健太郎、河野真理子、監査役三井誠司、此村敦、川崎俊之の6氏は、東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務づけている独立役員であります。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として負担する契約を締結しております。

3. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 被保険者の範囲

当社は、取締役、監査役及び執行役員全員と会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

(2) 保険契約の内容の概要

被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものです。

但し、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の業務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

保険料については全額当社が負担しております。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	110,414 (21,600)	75,000 (21,600)	30,300 (0)	5,114 (0)	8名 (5名)
監査役 (うち社外監査役)	34,680 (34,680)	34,680 (34,680)	0 (0)	0 (0)	4名 (4名)
合計	145,094	109,680	30,300	5,114	12名

(注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記業績連動報酬は、役員賞与であります。

3. 上記非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2025年6月26日開催の第91回定時株主総会において年額150,000千円以内（うち、社外取締役35,000千円以内。但し使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は4名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月29日開催の第86回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権総額を年額16,000千円以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当社監査役の金銭報酬の額は、2013年6月27日開催の第79回定時株主総会において年額36,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業業績と企業価値の持続的な向上を目的とした報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）について指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して取締役会において決定方針を決議いたしました。

②当該方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上を目的とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、独立性・中立性確保の観点から、基本報酬のみとする。

a.基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、個々の職位、職責等に応じて、当社の業績、他社水準、社会情勢等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b.業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

業績連動報酬は、原則としてその支給総額を当期の配当金総額の一定割合以内とした上で当期の業績を勘案し、個々の職位、職責の重みを考慮して決められるものとし、金銭により、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給いたします。

当社は、株主への利益還元を最重要政策の一つとして位置づけ、利益還元を表わす指標である配当金支払総額を業績指標としており、当期配当金総額は4億87百万円であります。

c.非金銭報酬の内容、その額又は算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し、譲渡制限付株式を、毎年一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、個々の職位、職責、株価等を踏まえて決定する。

③当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定する。取締役会の決議による委任を受けた代表取締役社長堀内秀敏氏は、過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会からの審議・答申を尊重して、取締役の個人別の内容を決定する。但し、取締役の株式報酬の個人別の割当て数については、指名・報酬委員会の答申を尊重して、取締役会の決議により定める。また、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 山下豊

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

ティーシートレーディング株式会社の顧問を兼任しております。ティーシートレーディング株式会社と当社とは特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動内容

山下豊氏は、他社における企業経営に携わり、経理及び営業に関して豊富な業務経験など幅広い知見を有しております。同氏は14回開催の取締役会の全てに出席し、上記知見に基づき適宜発言を行い、その職務を適正に執行しております。

(2) 取締役 正井健太郎

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

Hitachi Rail Ltd. Director及びものづくり大学会長を兼任しております。Hitachi Rail Ltd.及びものづくり大学と当社とは特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動内容

正井健太郎氏は、他社における豊富な技術経験により培われた高い知見と企業経営の経験から客観的・多角的な視点を有しております。同氏は14回開催の取締役会の全てに出席し、上記知見に基づき適宜発言を行い、その職務を適正に執行しております。

(3) 取締役 堀谷宏志

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

東ソー株式会社の執行役員として経営企画・連結経営部長を兼任しております。東ソー株式会社は大株主であるとともに、当社との間で経常的な営業取引関係があります。

②当事業年度における主な活動内容

堀谷宏志氏は、他社における経営に関する企画管理やグローバルな経験により幅広い知見を有しております。同氏は14回開催の取締役会の全てに出席し、上記知見に基づき適宜発言を行い、その職務を適正に執行しております。

(4) 取締役 河野真理子

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

株式会社キャリアンの代表取締役及び公益財団法人日本生産性本部評議員並びに横浜市人事委員会委員を兼任しております。株式会社キャリアン及び公益財団法人日本生産性本部並びに横浜市人事委員会と当社とは特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動内容

河野真理子氏は、他社において、人事・人材育成のスペシャリストとして培われた高い知見と企業経営の経験から、客観的・多角的な視点を有しております。同氏は2025年6月26日取締役就任後10回開催の取締役会のうち、9回に出席し、上記知見に基づき適宜発言を行い、その職務を適正に執行しております。

(5) 監査役 山本賢一

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動内容

山本賢一氏は、他社における管理業務に関する豊富な経験の他に物流業務等にも深い見識を有しております。同氏は14回開催の取締役会の全てに出席し、上記知見に基づき適宜質問を行い、意見を表明するなど、監査機能を十分に発揮しました。また、13回開催の監査役会においても全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(6) 監査役 三井誠司

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動内容

三井誠司氏は、当社の取引金融機関（三井住友信託銀行株式会社）の出身者であり、同行における長年の経験と金融の専門分野において幅広い知見を有しております。同氏は14回開催の取締役会の全てに出席し、上記知見に基づき適宜質問を行い、意見を表明するなど、監査機能を十分に発揮しました。また、13回開催の監査役会においても全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(7) 監査役 此村敦

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

セイコーソリューションズ株式会社の監査役（非常勤）を兼任しております。セイコーソリューションズ株式会社と当社とは特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動内容

此村敦氏は、当社の取引金融機関（株式会社みずほ銀行）の出身者であり、同行在籍中の海外勤務や同行退職後は金融庁に従事したことで豊富な経験と幅広い知見を有しております。同氏は14回開催の取締役会の全てに出席し、上記知見に基づき適宜質問を行い、意見を表明するなど、監査機能を十分に発揮しました。また、13回開催の監査役会においても全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(8) 監査役 川崎俊之

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動内容

川崎俊之氏は、他社における企業経営全般に関する豊富な経験から高い知見を有しております。同氏は14回開催の取締役会の全てに出席し、上記知見に基づき適宜質問を行い、意見を表明するなど、監査機能を十分に発揮しました。また、13回開催の監査役会においても全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の会計監査人としての報酬の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額
45,500千円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

46,100千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①及び②の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく賦課金に係る特例の認定の申請をするために業務契約を締結しております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

また、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監査役会が決定いたします。

V 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定めております。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、体制を整備し、社会情勢、経営環境の変化に応じ適宜見直しを行ってまいります。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 取締役・使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を制定するとともに、コンプライアンスに係る規程を制定し、その徹底を図るためコンプライアンス委員会を設置し、社内教育を含めた全社横断的な取組みを行う。
 - ・ 内部通報制度を設け、常にその実効性の確保に努める。
 - ・ 監査部門がコンプライアンスの実践状況につき、監査を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、社内規程に従い、適切な保存及び管理を行う。
 - ・ 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ リスク管理体制を体系的に定めるリスク管理規程を制定し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを横断的に管理し、リスク管理体制を明確化する。
 - ・ 内部監査部門が各部署毎のリスク管理状況を監査する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 業務執行のマネジメントについては、取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守し、その際には事前に議題に関する十分な資料が全役員に配付される体制をとるものとする。
 - ・ 日常の業務遂行に際しては、社内規則の規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとする。

- (5) 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社から、定期的又は適宜に事業運営に係る報告を求める。
 - ・子会社の管理運営に関する規程を制定し、その適正な運用を図る。
 - ・グループ各社から、定期的又は適宜に事業運営に係る報告を求め、管理を行うとともに、グループ各社に取締役や監査役を派遣して、グループ各社におけるリスク管理及び効率的な業務執行のための助言・指導を行う。
 - ・東邦アセチレングループとしてのコンプライアンスに係る行動指針を定め、これを周知する。
 - ・監査部門がグループ各社に対して監査を行い、必要な状況に応じて監査役が同行する。
- (6) 監査役がその補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。
 - ・監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は監査役に対して、職務の執行状況等について取締役会等を通じ適宜適切に報告するものとし、重要な決裁書類等は回付するものとする。
 - ・監査役からの求めに応じて、定期的又は適宜に必要な報告を行う。
 - ・監査役を内部通報制度における通報先の一つとする。内部通報制度の通報者が、通報したことを理由に不利益な扱いを受けないよう、規程に定める。
- (8) 子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- ・子会社から受けた事業運営に係る報告については、適宜監査役に報告する。
 - ・子会社の取締役等に対し、適宜当社の監査役に報告するよう要請する。
 - ・内部通報制度においては、グループ各社に係る通報及びグループ各社からの通報も受付けるものとする。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役は職務の執行上必要と認める費用又は債務の処理について、会社に請求することができるものとする。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- ・ 監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催し、また、内部監査部門との連携を図り適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - ・ 監査役会に対して、専門性の高い法務・会計事項については、専門家に相談できる機会を保证する。

2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役・使用人が法令、定款及び社会規範を遵守するため、コンプライアンス行動指針を制定するとともに、コンプライアンス規程を制定しております。また、コンプライアンス委員会を設置し、社内教育を含めた全社横断的な取組みを行っております。
- ・ 内部通報制度を設け、通報者が通報したことを理由に不当な待遇を受けることがないよう定めております。また、受付けた通報に対しては適切な対応を行っております。
- ・ 監査部門はコンプライアンスの実践状況につき、法令等の監査を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、社内規程に従い、適切に保存及び管理を行い、取締役及び監査役は常時、閲覧可能な状況となっております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスク管理規程に基づき設置されたリスク管理委員会では、リスク管理の検討を行っており、グループへ啓蒙活動を進めてまいります。
- ・ 内部監査部門は各部署のリスク管理状況を確認する体制を有しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、当期14回開催された取締役会に全て付議されており、必要な資料については、全役員に配付されております。
- ・業務遂行に関しては、職務権限及び意思決定ルールに従い、各種会議体にて執行されております。

(5) 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社からの事業運営に関する事項は、定期的又は適宜に当社役員及び従業員に報告され、関係部署を含めた社内で情報共有されております。
- ・子会社の管理運営については、関係会社管理規程に従い、適切な運用を行っております。
- ・グループ各社からの事業運営に関する事項は、定期的又は適宜に報告され、関係部署を含め社内で情報共有がされております。また、グループ各社には取締役や監査役が派遣されており、グループにおけるリスク管理及び効率的な業務執行の助言・指導を行っております。
- ・東邦アセチレングループコンプライアンス行動指針の周知を進めております。
- ・監査部門は、グループ各社に対し監査を行っており、その結果は経営者に報告されております。また、必要に応じ、監査役が監査に同行しております。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役の職務を補助すべき使用人に関して、監査の実効性確保の観点から使用人の指名の要請を受けて2025年6月付で配置しております。
- ・監査役が指定する補助すべき期間中に指名された使用人がいる場合、指揮権は監査役に移譲されるとともに、取締役の指揮命令は受けません。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は、監査役に対し、取締役会等の会議体にて、職務の執行状況等の報告を行っており、重要な決裁書類等は適宜、回付されております。
- ・監査役への報告は、定期的又は適宜、稟議書等で行っております。
- ・監査役を通報窓口の一つとし、通報者が不利益な扱いを受けないよう、内部通報制度に定めております。

(8) 子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ・子会社から受けた事業運営に係わる報告等については、適宜、会議体等を通じ監査役に報告されております。
- ・子会社の取締役等は、適宜、当社の監査役に報告しております。
- ・内部通報制度においては、グループ各社に係る通報及びグループ各社からの通報を受付けており、直接若しくは通報窓口を通じて、適宜、監査役へ報告されております。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役が行う業務遂行に関する費用については予算を確保し、請求に応じ、会社は支払に応じております。

(10) その他の監査役職務の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- ・監査役は、代表取締役及び社外取締役、業務執行部門長・部長と意見交換会を開催しております。また、会計監査人や監査室との意見交換会を実施することにより、適切な意思疎通及び効果的な監査業務を遂行しております。
- ・監査役会から法務・会計事項の専門家への相談依頼があった場合、会社はその機会を保障しております。

3. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除に努め、不当な要求に対しても断固として拒否するとともに、次のような取組みを行っております。

当社グループの倫理規範である「東邦アセチレングループコンプライアンス行動指針」に反社会的勢力に対する行動基準を示し、社内各部門へのコンプライアンス研修を通じて、その内容を全員に周知徹底しています。

当社は、「宮城県特殊暴力対策連絡協議会」、「宮城県暴力団追放推進センター」に加入し、各種会議等に出席することにより、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

また、総務・人事部を対応統括部署として、事案の発生時には警察当局、顧問弁護士等と緊密に連絡を取り、速やかに対処できる体制を構築しています。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置づけており、当社を取り巻く環境の変化、業績及び財務状況を総合的に勘案して、配当政策を決定することを基本方針としております。

当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び今後の事業展開への備えとして、安全確保と品質保証の充実に向けた製造設備等への投資に向けるとし、長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

配当につきましては、期末配当金は、1株当たり9円とさせていただきます。これにより、実施済みの中間配当金（1株当たり5円）と併せ、年間配当金は、1株当たり14円となります。

なお、期末配当金の支払開始日は2026年6月5日といたしました。

5. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループは、株主をはじめとする全てのステークホルダーへの責務を自覚し、透明かつ誠実な経営に留意するとともに、取締役会を中心に、「内部統制」「リスク管理」「コンプライアンス」「開示統制」が十分に機能した自律的統治システムを堅持した上で、迅速・果断な意思決定を通じて社会的要請に応え、企業価値の向上を図るとともに社会的存在意義を高めていくことを、「基本的な考え方」としております。

連結計算書類〔自 2025年4月1日 至 2026年3月31日〕

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	18,962,609
現金及び預金	9,443,844
受取手形	176,092
売掛金	4,755,272
契約資産	200,312
電子記録債権	2,376,176
有価証券	198,700
商品及び製品	1,267,650
仕掛品	24,111
原材料及び貯蔵品	144,894
その他	385,234
貸倒引当金	△9,681
固定資産	14,999,668
有形固定資産	11,628,651
建物及び構築物	3,813,311
機械装置及び運搬具	1,549,143
土地	5,461,178
リース資産	464,146
建設仮勘定	181,351
その他	159,519
無形固定資産	116,177
借地権	30,464
その他	85,712
投資その他の資産	3,254,840
投資有価証券	2,228,325
長期貸付金	3,490
繰延税金資産	600,943
その他	454,192
貸倒引当金	△32,110
資産合計	33,962,277

科目	金額
負債の部	
流動負債	10,263,283
支払手形及び買掛金	4,188,412
電子記録債務	1,009,227
短期借入金	3,170,000
1年内返済予定の長期借入金	65,996
リース債務	141,574
未払法人税等	403,344
契約負債	11,738
賞与引当金	425,997
役員賞与引当金	19,925
その他	827,067
固定負債	2,380,053
長期借入金	20,012
リース債務	352,085
役員退職慰労引当金	419,231
退職給付に係る負債	1,460,704
資産除去債務	46,096
その他	81,922
負債合計	12,643,337
純資産の部	
株主資本	19,056,712
資本金	2,261,000
資本剰余金	1,123,399
利益剰余金	15,727,958
自己株式	△55,646
その他の包括利益累計額	86,130
その他有価証券評価差額金	86,130
非支配株主持分	2,176,097
純資産合計	21,318,940
負債純資産合計	33,962,277

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	34,576,820
売上原価	23,334,763
売上総利益	11,242,057
販売費及び一般管理費	9,342,032
営業利益	1,900,024
営業外収益	
受取利息及び配当金	33,314
受取賃貸料	117,732
持分法による投資利益	19,071
その他	144,751
	314,870
営業外費用	
支払利息	56,422
賃貸費用	40,726
その他	8,694
	105,843
経常利益	2,109,052
特別利益	
固定資産売却益	9,732
	9,732
特別損失	
固定資産除売却損	48,049
	48,049
税金等調整前当期純利益	2,070,734
法人税、住民税及び事業税	723,826
法人税等調整額	△49,782
	674,043
当期純利益	1,396,690
非支配株主に帰属する当期純利益	109,764
親会社株主に帰属する当期純利益	1,286,926

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,261,000	1,122,195	14,928,632	△61,058	18,250,769
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△487,599		△487,599
親会社株主に帰属する当期純利益			1,286,926		1,286,926
自 己 株 式 の 取 得				△51	△51
自 己 株 式 の 処 分		1,204		5,464	6,669
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	1,204	799,326	5,412	805,943
当 期 末 残 高	2,261,000	1,123,399	15,727,958	△55,646	19,056,712

項目	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	53,449	53,449	2,088,159	20,392,378
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△487,599
親会社株主に帰属する当期純利益				1,286,926
自 己 株 式 の 取 得				△51
自 己 株 式 の 処 分				6,669
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	32,680	32,680	87,938	120,618
当 期 変 動 額 合 計	32,680	32,680	87,938	926,561
当 期 末 残 高	86,130	86,130	2,176,097	21,318,940

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 15社

主要な連結子会社の名称 (株)東酸、東ホー(株)、太平熔材(株)、東邦福島(株)

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 八戸共同酸素(株)、八戸東邦プロパン(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社数 3社

主要な会社の名称 カガク興商(株)

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

非連結子会社 八戸共同酸素(株)、八戸東邦プロパン(株)

関連会社 直江津アセチレン(株)

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、関連会社については人事、資金、技術及び取引等の関係を通じて、財務、営業、事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないため、また、全体としても重要性がないことから、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1)有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2) 棚卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は主として定率法（一部定額法）を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

3) 役員賞与引当金

一部の連結子会社は、役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4) 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、ガス関連事業、エスプーマ関連事業、器具器材関連事業、自動車機器関連事業、製氷機関連事業を行っております。

これらの事業から生じる収益は、主として顧客との契約に従い計上しており、取引価格は顧客との契約において約束された対価から値引き額等を控除した金額で算定しております。

また、ガス関連事業、エスプーマ関連事業、器具器材関連事業、自動車機器関連事業における一部の取引については、他の当事者により商品が顧客へ提供されるように手配することが履行義務となる代理人取引が含まれており、このような取引については、取引価格を顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しております。

各事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

1) ガス関連事業及びエスプーマ関連事業並びに器具器材関連事業

当社グループは顧客に対し、溶解アセチレン、酸素、窒素、アルゴン、水素等の各種高圧ガス、液化石油ガス及び石油類、食品用ガス、溶接材料、溶接切断器具、高圧ガス容器、生活関連器具等を販売しております。

当社グループは、顧客に対し、商品又は製品を引渡す履行義務を負っており、商品又は製品を顧客に引渡した時に支配が移転され履行義務は充足されることから、引渡し時点で収益を認識しております。

ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号。以下「収益認識適用指針」という。)第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である取引については、出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は商品又は製品の引渡し後、通常6ヶ月以内に支払期限が到来し、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

2) 自動車機器関連事業

当社グループにおける一部の子会社は、自動車部品メーカーに対し、生産ライン等の機器を販売しております。

当社グループにおける一部の子会社は、顧客に対して商品を引渡す履行義務を負っており、顧客が商品を検収した時に支配が移転され履行義務は充足されることから、顧客による検収時点で収益を認識しております。

ただし、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である取引については、出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は顧客による検収後、通常6ヶ月以内に支払期限が到来し、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

3) 製氷機関連事業

当社グループにおける一部の子会社は、漁協や食品メーカーに対し、製氷・冷凍機械等の設計・施工を行っております。

当社グループにおける一部の子会社は、顧客に対して製氷・冷凍機械等を製造して設置する履行義務を負っており、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、その進捗度に基づき収益を認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

ただし、収益認識適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引の対価は契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(退職給付に係る会計処理の方法)

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度と企業年金制度を採用しております。退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント						その他	合計
	ガス関連 事業	エスプーマ 関連事業	器具器材関連 事業	自動車機器 関連事業	製氷機 関連事業	計		
売上高								
一時点で移転される財	20,638,231	1,786,695	9,227,048	953,012	362,662	32,967,650	265,382	33,233,033
一定の期間にわたり 移転される財	—	—	—	—	1,343,786	1,343,786	—	1,343,786
顧客との契約から生 じる収益	20,638,231	1,786,695	9,227,048	953,012	1,706,449	34,311,437	265,382	34,576,820
外部顧客への売上高	20,638,231	1,786,695	9,227,048	953,012	1,706,449	34,311,437	265,382	34,576,820

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

〔(3)会計方針に関する事項〕の〔④収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	7,946,160
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	7,307,541
契約資産（期首残高）	221,978
契約資産（期末残高）	200,312
契約負債（期首残高）	2,714
契約負債（期末残高）	11,738

契約資産は、主に製氷機関連事業における製氷・冷凍機械等の設計・施工契約において、報告期間の期末日時点での進捗度に基づいて測定した履行義務の充足部分の対価のうち、まだ請求を行っていない部分に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、完全に履行義務を充足し請求書を顧客に発行した時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に製氷機関連事業における製氷・冷凍機械等の設計・施工契約における前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,714千円です。なお、当連結会計年度における契約資産及び契約負債に重要な増減はありません。

また、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は記載しておりません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	15,445,830千円
(2) 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額	
建物及び構築物	219,926千円
機械装置及び運搬具	82,504千円
土地	23,938千円
その他	4,702千円
計	331,071千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	35,020,000株	一株	一株	35,020,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	242,925株	145株	19,000株	224,070株

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 145株

普通株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 19,000株

(3) 株式引受権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	313,396	9.00	2025年3月31日	2025年6月3日
2025年11月12日 取締役会	普通株式	174,203	5.00	2025年9月30日	2025年12月15日
計		487,599			

② 基準日が、当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2026年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	313,565	9.00	2026年 3月31日	2026年 6月5日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は株式及び社債であり、上場株式及び社債については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
有 価 証 券 及 び 投 資 有 価 証 券 そ の 他 有 価 証 券	1,014,526	1,014,526	—

(注1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,412,498

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券				
株式	460,062	—	—	460,062
社債	—	554,464	—	554,464
資産計	460,062	554,464	—	1,014,526

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(有価証券及び投資有価証券)

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。

上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 550円15銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 36円99銭 |

計算書類〔自 2025年4月1日 至 2026年3月31日〕

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	9,375,011
現金及び預金	2,248,453
受取手形	14,698
売掛金	4,463,586
電子記録債権	1,961,999
商品及び製品	405,388
貯蔵品	39,377
未収入金	128,614
未収消費税等	24,555
その他	88,994
貸倒引当金	△656
固定資産	7,971,074
有形固定資産	5,837,202
建物	847,496
構築物	264,810
機械及び装置	988,110
容器	3,575
土地	3,498,442
建設仮勘定	173,127
その他	61,640
無形固定資産	32,210
借地の権他	25,386
その他	6,824
投資その他の資産	2,101,661
投資有価証券	762,349
関係会社株式	941,588
出資金	20,730
関係会社出資金	4,600
長期預け金	106,704
長期前払費用	28,693
繰延税金資産	236,252
その他	741
資産合計	17,346,085

科目	金額
負債の部	
流動負債	7,851,981
支払手形	6,740
買掛金	3,046,114
電子記録債務	333,968
短期借入金	3,100,000
1年内返済予定の長期借入金	56,000
未払金	226,497
未払費用	125,154
未払法人税等	120,661
預り金	708,486
賞与引当金	121,326
その他	7,032
固定負債	668,842
退職給付引当金	616,282
資産除去債務	46,096
その他	6,464
負債合計	8,520,824
純資産の部	
株主資本	8,781,532
資本金	2,261,000
資本剰余金	888,938
資本準備金	885,000
その他資本剰余金	3,938
利益剰余金	5,683,183
その他利益剰余金	5,683,183
繰越利益剰余金	5,683,183
自己株式	△51,589
評価・換算差額等	43,728
その他有価証券評価差額金	43,728
純資産合計	8,825,261
負債純資産合計	17,346,085

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2025年4月1日
至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	15,912,014
売 上 原 価	11,946,754
売 上 総 利 益	3,965,259
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,378,152
営 業 利 益	587,106
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	300,526
受 取 賃 貸 料	298,034
そ の 他	119,636
	718,197
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	60,186
賃 貸 費 用	143,994
そ の 他	658
	204,838
経 常 利 益	1,100,465
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	25,007
	25,007
税 引 前 当 期 純 利 益	1,075,458
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	248,993
法 人 税 等 調 整 額	△12,114
	236,878
当 期 純 利 益	838,579

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	2,261,000	885,000	2,734	887,734	5,332,204	5,332,204
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△487,599	△487,599
当 期 純 利 益					838,579	838,579
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			1,204	1,204		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,204	1,204	350,979	350,979
当 期 末 残 高	2,261,000	885,000	3,938	888,938	5,683,183	5,683,183

項目	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△57,002	8,423,936	33,075	33,075	8,457,012
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△487,599			△487,599
当 期 純 利 益		838,579			838,579
自 己 株 式 の 取 得	△51	△51			△51
自 己 株 式 の 処 分	5,464	6,669			6,669
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			10,652	10,652	10,652
当 期 変 動 額 合 計	5,412	357,596	10,652	10,652	368,248
当 期 末 残 高	△51,589	8,781,532	43,728	43,728	8,825,261

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外もの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

市場価格のない株式等 総平均法による原価法

棚卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（一部定額法）を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に各種高圧ガス、液化石油ガス、食品用ガス、溶接材料、溶接切断器具、生活関連器具等の器具器材を販売しております。

当社は、顧客に対し、商品又は製品を引渡す履行義務を負っており、商品又は製品を顧客に引渡した時に支配が移転され履行義務は充足されることから、引渡し時点で収益を認識しております。

ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号）第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である取引については、出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は商品又は製品の引渡し後、通常6ヶ月以内に支払期限が到来し、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	5,659,375千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	4,123,714千円
関係会社に対する短期金銭債務	1,074,524千円
関係会社に対する長期金銭債務	1,186千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する売上高	8,413,730千円
(2) 関係会社からの仕入高	1,709,561千円
(3) 関係会社との売上高、仕入高以外の営業取引高	238,326千円
(4) 関係会社との営業取引以外の取引高	663,390千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式	179,350株
------------------------------------	----------

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	11,082千円
賞与引当金	38,181
未払社会保険料	6,344
退職給付引当金	193,943
資産除去債務	14,506
貸倒引当金	206
減損損失	87,421
関係会社株式評価損	15,256
その他	5,403
繰延税金資産小計	<u>372,347</u>
評価性引当額	<u>△107,610</u>
繰延税金資産合計	264,736
繰延税金負債	
資産除去債務	△8,403
その他有価証券評価差額金	<u>△20,080</u>
繰延税金負債合計	△28,483
繰延税金資産純額	<u>236,252</u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	太平洋熔材 (株)	秋田県 秋田市	45,000	各種高圧ガスの販売	所有 直接76.56 間接12.00	兼務2名	同社の製品の購入及び当社の製品、商品の販売	各種高圧ガスの販売(注1)	1,426,893	売掛金	485,613
								余剰資金の預かり(注2)	200,000	預り金	200,000
								利息の支払(注3)	1,004	—	—
子会社	東邦福島 (株)	福島県 郡山市	84,000	各種高圧ガスの販売	所有 直接100.00	兼務1名	同社の製品の購入及び当社の製品、商品の販売	各種高圧ガスの販売(注1)	1,398,667	売掛金	1,008,298
子会社	(株)東酸	青森県 青森市	75,000	各種高圧ガスの販売	所有 直接51.40 間接6.21	兼務1名	同社の製品の購入及び当社の製品、商品の販売	各種高圧ガスの販売(注1)	1,238,683	売掛金	213,414
										電子記録債権	461,744
子会社	荘内ガス (株)	山形県 酒田市	84,000	各種高圧ガスの販売	所有 直接85.95 間接7.93	兼務2名	同社の製品の購入及び当社の製品、商品の販売	各種高圧ガスの販売(注1)	1,122,392	売掛金	159,086
								余剰資金の預かり(注2)	500,000	預り金	500,000
								利息の支払(注3)	1,506	—	—
子会社	東ホ一(株)	神奈川県 大和市	88,750	各種高圧ガスの販売	所有 直接78.49	兼務1名	同社の製品の購入及び当社の製品、商品の販売	各種高圧ガスの販売(注1)	1,092,508	売掛金	156,049
										電子記録債権	384,642

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	東邦北海道(株)	北海道札幌市	40,000	各種高圧ガスの販売	所有直接100.00	兼務2名	同社の製品の購入及び当社の製品、商品の販売	各種高圧ガスの販売(注1)	715,694	売掛金	241,980
子会社	東邦新潟(株)	新潟県新潟市	55,000	各種高圧ガスの販売	所有直接100.00	兼務1名	同社の製品の購入及び当社の製品、商品の販売	各種高圧ガスの販売(注1)	426,736	売掛金	325,435
子会社	東邦岩手(株)	岩手県紫波郡矢巾町	80,000	各種高圧ガスの販売	所有直接100.00	兼務1名	同社の製品の購入及び当社の製品、商品の販売	各種高圧ガスの販売(注1)	388,730	売掛金	168,702

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注1) 各種高圧ガスの販売について、価格その他の取引条件は、一般的取引条件を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 取引金額は期中平均残高を記載しております。

(注3) 預り金に対する利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 253円30銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 24円07銭 |

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

東邦アセチレン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員

公認会計士 上 野 陽 一

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 渡 邊 崇

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東邦アセチレン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東邦アセチレン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

東邦アセチレン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 上 野 陽 一

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 渡 邊 崇

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦アセチレン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

東邦アセチレン株式会社 監査役会

常勤監査役	(社外監査役)	山 本 賢 一	㊟
常勤監査役	(社外監査役)	三 井 誠 司	㊟
監 査 役	(社外監査役)	此 村 敦	㊟
監 査 役	(社外監査役)	川 崎 俊 之	㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場

宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番1号
ホテルメトロポリタン仙台4階「千代」
電話 (022) 268-2525

会場付近略図



交 通

JR仙台駅から徒歩約1分
(ご来場の際は、公共交通機関等をご利用願います。)

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。